

津島原発訴訟判決の報告とご支援に対する御礼

七月三〇日「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」の判決が言い渡されました。

判決は、国と東京電力の事故責任を明確に断罪しました。一方、津島のみなさんの念願だった「原状回復請求」は残念ながら棄却となりました。

しかし、判決理由では、「原告個々人の所有権・人格権に基づき、原状回復請求権を有する」と認定されました。

また、「津島の自然、人と人とのつながり、津島の歴史、自然との共生などの要件は慰謝料請求事由となる」とし、津島の現状と原告のみなさんの悲痛な訴えに寄り添い、理解を示した判決内容でした。

こうした内容は、今後の現状回復実現に向けた大きな足がかりとなり、原告団のみなさんの新たなエネルギーとなるものです。

コロナ禍の困難な中で一審判決に向けてお寄せいただいた公正判決要請署名は約九万筆となりました。

みなさんの力強いご支援に心から感謝を申し上げます。

法廷のたたかいは、仙台高裁に移ることになると思います。一審判決で勝ち取った内容をさらに前進させ勝利するため力を尽くす決意です。

仙台高裁に対する新たな公正判決要請署名の取り組みを行うことになりましたが、引き続き一審判決に向けてのご支援同様力強いお力添えをお願いする次第です。

何卒よろしくお願い申し上げます。

まずは、感謝の意を込めつつご報告並びに御礼とお願いとさせていただきます。

二〇二一年八月

津島原発訴訟を支える会共同代表 吉川 一 男